

明治期の産婆規則

——滋賀県の事例——

宇佐美英機

はじめに

- 一 産婆教育の推移
- 二 産婆の免状と開業
- 三 産婆講習会の開設と受講義務化
- 四 勅令・内務省令発布と産婆登録制
結びにかえて

はじめに

明治期の産婆規則

一九五四年六月、三歳四か月にならうとする幼子が父の膝に抱かれながらチロチロと燃える囲炉裏の火をみつめていた。奥の間では、その母親が産婆の手助けをうけながら新しい生命をこの世に誕生させようと苦痛に耐えていた。やがて産声が高く響き、幼子に妹が生まれたことを知らせた。五歳六か月の兄は、庭の花を摘み、まだ見えるはずもない嬰兒にかざしてあやしたという。

それから三十有余年の月日が過ぎ、昭和が明日にも消えるのではないかと世間が何となく浮き足だつてゐた八八年一〇月、今は父となつたあの日の幼子が三歳になつたばかりの息子を膝に抱き、病院からの電話を息を詰めて待つてゐた。やがて静寂を破るベルが鳴り響き、受話器に向こうから娘の誕生を告げる声が届いた。

この二つの心象風景は、私の体験したものである。冒頭からこのような私事を記したのは、何も思い出を語ろうというわけではない。ここでは、出産を待つ風景を読みとつてもらいたいのである。戦後の保助看法の成立過程を分析するなかで、助産婦の戦後の状況を具体的に明らかにした大林道子氏は、一九四八年には助産婦による分娩介助が九〇%、医師によるもの六・一%であったが、一九八〇年には助産婦が四・五%、医師九五%と逆転してしまったことを指摘している⁽¹⁾。大林氏はここから戦後の制度史の解明へと関心をむけたが、私は出産というある意味ではぎわめて非日常的でありながら日常的な行為が、地域社会のなかで歴史的にどのように位置付けられていたのかを究明したいと考えている。とりわけ本稿では、生命誕生の介助者であった産婆を中心据えて、近代社会のなかで彼女達がどのようなものとして考えられていたのかを検討するなかで、地域の歴史を考える素材を提供したい。しかしながら、産婆は私にとってもこの世に生まれた時の介助者であったが、法的には一九四七年五月に「産婆規則」が「助産婦規則」に改正されており、正しくは「助産婦」に取り上げてもらつたと言うべきかも知れない。また、すでに明治二十五年には緒方正清が大阪で「緒方助産婦教育所」を開設しており、歴史的にはこの頃から「助産婦」という言葉は存在していた。本報告は、しかし、明治期の滋賀県を対象とするが、一応法律用語にしたがい「産婆」に統一しておく。

さて、産婆の研究は、民俗学的な調査を除けば、これを歴史学的に正面から取上げたものは少ない。多くの場合、医制ないし医師会史の記述のなかで補足的に叙述されている⁽⁴⁾。しかも、明治七・八年の医制と同三年の勅令・内務省令は紹介するが、その間の具体的な推移については民俗学的な調査を援用することが多く、具体的な動向について

は必ずしも明らかではない。この中にあって、「助産婦」呼称の提唱者であり自らも産科医であった緒方正清は、浩瀚な著書『日本産科学史』の中で「日本産婆制度論」を著わし、古代から大正期にいたる産婆の通史を示した。ここでは網羅的に関連法や文献が記され、後学の者にとり非常に有益であるが、明治期の東京・大阪以外の地域の実情は定かではない。これに対し、青木秀虎は大阪市の産婆団体の法令や組合規約などを紹介し、その歴史を細部にわたって明らかにしながら今後の地域研究にあたって参考すべき多くの事実を示している。⁽⁵⁾ また、村上信彦氏は女性史の観点から産婆の職業化の問題を考えている。⁽⁶⁾ そこでは、既知の法令や民俗学的な調査を基盤にして、新潟県・愛知県の事例を織り交えながら明治期を論じている。紹介された事例は、当時の産婆の実態に史料的な裏付けを加えるものであり、産婆の免許制を「衛生思想の発生」と「富国強兵策」にあると意味づけたことを評価したい。本稿もまたこの視点に基づいている。ただ、この観点はすでに緒方、青木両氏の研究の中でも部分的に読みとることは可能である。

歴史的研究が大略以上のような状況にあって、藤田真一氏は「これまでの日本人がどんなふうに産まれてきたのか、それが今はどのように変わったのかを、ひとりの男の目で記録⁽⁷⁾」することを実行している。そこでは豊かな取材をもとに、現代の産科学の推移と産婆（助産婦）の出産介助の推移が対照的に報告されている。また、島一春氏も自らの聞き取りをもとにして、産婆が「とりあげ婆」に代わって地域の出産介助に大きな役割を果たし、やがてその地位を産科医に占められていく歴史を、心象風景を交えながら一つの小説として描いている。⁽⁸⁾ この両著からも学ぶことは実に多くのものがあり、前記の大林氏の著書と併せて現代のお産に関する制度や問題点が浮影りにされている。

本稿は滋賀県を対象として明治期の産婆規則を紹介・検討する。この限りで、行政の側からみた産婆の一側面を明らかにするに過ぎず、多くの点で従来明らかにされてきた事實を再説することになる。しかも、地域の担い手としての産婆の姿を具体的に明示するものではない。しかし、明治期を通じて一体どのような法規制のもとに産婆があつた

のかを網羅的に検討したものは、青木氏による大阪市の例以外ないのであり、まずこのような作業を行わなければ地域社会の構造を解明することは不十分だと考えるものである。かかる観点から滋賀県の産婆について研究を検討するとして、すでに全国的な問題として指摘したように、わずかに医師会史に若干の法規が羅列的に示されているに過ぎない。⁽⁹⁾ また、近年日本助産婦会滋賀県支部が刊行した書物も『六十周年記念誌』⁽¹⁰⁾ であり、明治期の制度については略述されているにすぎない。とは言え、大正一五年三月の滋賀県産婆会の発会以降の六〇年については、体験に基づく記録もあり、多くのことを学ぶことができる事を付言しておきたい。いずれにせよ、本論は明治期滋賀県の産婆規則の事実確認を第一義として進めるが、まず初めに産婆の教育一般について概観しておきたい。

一 産婆教育の推移

本章では近代的産婆が誕生してくる過程を、知識の修得や産婆はどのような存在として意識されていたのかを先学の研究により概観しておきたい。

さて、産科学ではない産婆学の嚆矢は、天保元年になる平野重誠の『坐婆必研』、俗に「とりあげばゝ心得草」であるとされている。⁽¹¹⁾ そこでは産婆は「死生に係る一大事を任として、容易ならざる業」として評価される一方で「不淨を執業なれば、好で為べき」職業ではないとして認識されている。平野がむしろ好意的に産婆をとらえ「世間産婆の為ところはただ習熟たり」と、技術の向上を願つたことが本意であったとしても、この職業が時代の制約があるにせよ「不淨」觀を与えるものとして意識されていたことは紛れもないことであつたと考えられる。それ故にこそ、明治政府は「産穢」觀の払拭を時代の初めに発言する必要があった（後述）。無論、この「産穢」觀が歴史的産物である以上、通り一遍の法令で解消するものではなかつたことは、民俗学の調査報告が教えるところである。しかし、この觀念か

ら解放されなければ「好で為」る産婆の登場もまた困難とならざるを得ない。明治政府の意図が奈辺にあったのかを論することは難しいが、村上氏の指摘もあるように、四民平等・国民皆兵の原理にたって良い赤子の誕生を図るという意識は働いたであろう。それはともあれ、平野が抱いた技術の「習熟」もまた、明治期に持越された問題であった。医制の発布をうけて大阪医学校病院で産婆学が教授され、明治九年頃には卒業者に産婆営業鑑札が与えられるようになり、東京でも産婆養成所ができ西洋助産学が教授されていった。しかし、そこで使用される教科書はドイツ産婆学の翻訳書であった。また、京都でも明治八年には「京都私立産婆看病婦養成所」が開設され、私立の養成所としては全国で最初のものであった^{〔2〕}。どのような教科が教授されたのかは不明である。いずれにせよ、産科学の発達に比べれば産婆学の内容深化は緩やかであったことは、想像するに難くないものである。このような状況で、明治一九年に木戸麟は『産婆手引草』を編述している。

彼は当時の産婆の実態は衛生上も教育上も問題が多いとし、目下の急務は産婆の養成にあるのではなく、「矯弊」にあると考えて筆を起こしている。「矯弊」とは民間の産婆上の誤った知識を意味しているが、「産婆のことは産医の主務となし、産婆は之れが介者たらしむるに過ぎざるを以て穩當とす」と述べる時、福岡県衛生課主任としての彼には、「衛生事業進歩」の過程として産婆の衛生知識や技術の向上が念頭にあった。勿論、救急の方術をはじめとする産婆として修得すべきことが強調して著述されているようであるが、「産婆の改良も亦衛生上不間に措ぐべからず」という点に当時の行政者としての関心が現れている。

さて、木戸が右のような認識を持ったのは、つまるところ明治初年以来の医事・衛生行政の中での医師の養成ほどには産婆養成が顧みられなかつたことに起因すると考えられる。しかし、各地域で全く近代的な産婆の育成について考慮されなかつた訳ではない。例えば明治一七年一〇月、日野地方では「産婆養成の必要を感じ、有志者の義捐金を集

め滋賀県に由請し、同序の紹介に依り彦根町速水たけを教師に聘し講習会を開き、旧来の産婆十名に学理を教へ、同十八年十二月三名の内務省免許産婆を出⁽¹³⁾している。後に示すように、滋賀県内で内務省免状を持つ産婆がようやく現れるのはこの頃からであることを考えると、行政の施策もさることながら地域の主体性のなかから産婆の知識・技術を問うという動きが生じてることを見逃すことはできない。勿論、この例が一般的なものであったということではないが、都市部ではなく郡町村部で講習会開催が実施されはじめていることが注目されるのである。

このように、医学の発展は確実に産科・婦人科医を養成したが、産婆は旧来からの開業者に依存していた状況は、当時全国的に一般的である。このような状況を憂いたのが浜田玄達であった。浜田は明治二三年五月に産婆養成所の設立を建議し、許可を得て東京帝国大学医科大学内に産婆養成所を開設したのである。彼が建議した主旨には、「彼の定規の試験を経て斯業に従事する所謂新産婆たるものも、亦真に産床の取扱法を知り、且つ之を実行する者殆ど之なく、漫に高尚の学理を唱へ、猥に不当の手術を企て、為に胎児を殺し、産婦を危うきに陥らしむるもの蓋し渺なからず」と述べ、試験による「新産婆」の開業によって「旧産婆」を淘汰させようとしている医事行政の負の側面を鋭く指摘している。学理の修得は、現実には必ずしも有効に生かされていなかつたことが分かる。このような矛盾は、「産科医と産婆との差別を混同し、産婆に教ふるに産科学を以てする者」がいるところから生じるものであった。浜田は「夫れ常産は天なり、病に非ず、故に医治を要せず」と正論を述べ、産婆の固有の業務は「常産に臨みて応分の処置をなし、能く産婦の挙動に注目し、之れをして其危害を招くが如き事物を避けしめ、僅かに異常を認むるときは、其何なるを問わらず速に医を迎へ、其指揮を受く可き者にして、決して変産に与かるべき者にあらざるなり」とする。つまり、産科医と産婆の関与すべきことの違いを強調するのである。かかる考え方から、「是故に産婆養成の法は、則ち実地を専らにして理論を避け、産科的手術等の如きは、改めて之れを教へざるを以て策の得たる者とす」として、

いたずらな学理の修得よりもむしろ実地経験を重視する、換言すれば「常産を中心の教育」⁽¹⁴⁾の立場で養成所の運営にあつたようである。浜田がこのように実地を重視するからと言って、決して医学・衛生知識は乏しいが実地経験だけは豊富である旧産婆のような産婆体制に戻せといつてはいる訳ではない。むしろ産婆試験制度が知識偏重に流れる恐れがあることを憂いた発言と読むべきであろう。

東京で浜田が産婆教育の改良を唱えていた時、大阪では緒方正清も「産婆教育の急務を警鐘乱打して産婆の自覚を促し⁽¹⁵⁾」ていた。彼もまた、産婆の状況を慨嘆し、明治二十五年に「大阪助産婦教育所」を開設した。彼が「産婆」にかけて「助産婦」呼称を主張するのは、「産婆とは学術の素養なく、試験を受くるの資格なき老婆を示し、助産婦とは素養あり、規定の試験を終へたるものゝ名称なることを表する最好名詞」とする考えによつている。この主張からは、浜田のような実地重視よりも知識教授に重点があつたように思われるが、詳細は不明である。

いずれにせよ、明治二〇年代の半ばに至りようやく出産の介助者としてあるべき姿が、行政施策や現状の批判として産科医の立場から主張されたことは明白である。このような発言が後述の明治三二年の勅令・内務省令として結実していったことは、「学説・実地試験」の義務化で明らかであろう。しかしながら、産婆（助産婦）自身の口からは自分達の置かれた立場や矛盾点の指摘ができなかつたところに、これ以降の産科医と産婆（助産婦）の相互関係の強弱が維持される基因があつた、と見るのは穿ち過ぎであろうか。

それはともあれ、滋賀県の産婆が実際どこで知識・技術を修得したのかについては、現在のところ史料がなく不明であるが、三府の学校・養成所の出身者は少なく、従来の師弟諸関係のなかで育成されたものと思われる。このことは、以下の章で検討する諸法規定の条文に読むことができよう。少なくとも、滋賀県内で産婆（助産婦）の学校ができるのは、一九八一年四月開校の県立総合保健専門学校助産学科なのであり、ごく最近まで県内の助産婦は県外の諸

学校で学ばなければならなかつたのである。

一 産婆の免状と開業

明治期、法令上産婆の用語が初めて登場するのは、明治元年一二月二十四日付法令一一三八号であることは、すでに研究史でも度々紹介されている。そこでは、産婆の売薬世話・墮胎取扱を禁じている。近世期にすでに職業としての産婆は成立していたが、近世中期以降わが国の産科の主流は賀川流が占め、技術・知識上の産婆の実態は不明である。しかし、当令では産婆は、「人の性命ニモ相拘不容易職業」とされてはいるものの、生命誕生の介助としての地位を評価されるよりも、むしろ墮胎行為の周辺に存在するものとして認識されていたことを窺うことができる。墮胎薬・行為が暗黙に続けられたことは、すでに民俗学の調査からもごく近年までの事実として明らかである。しかし、このことは習俗としての問題であり、近代化を企図する為政者の立場からすれば危険な遅れた習俗として規制の対象とされたものであろう。その習俗を残存させる一つが産穢の観念であったと思われるが、政府は当然ながらこの観念の打破を必要とした。明治五年三月、前月付の太政官令を滋賀県は管内に布達したが、そこには「自今産穢不及憚候事」とされていた。このことは、翻つて出産行為が「淨」の対象として近代的衛生観の枠組のなかに取込まれていく出発点ともなつたことを意味するものであろう。

さて、明治初年、政府は西洋医学特にドイツ医学の採用の方針を決定し、医制・学制の改革を進めていった。この流れにあって産婆は、明治七年八月の医制第五〇～五二条にその法的存在を知ることができる。そこで定められたのは、①四〇歳以上で婦人小児の解剖・生理・病理に通じ、産科医の前で平産一〇人難産二人の実際の取扱いをなした証書を所持する者を検して免状を授けることが原則であるが、②過渡的処置として、従来から営業している産婆は履

歴を質して仮免状を与える。しかし、約一〇年の間に産婆営業を希望する者は、産科医・内外科医による実験証書を検して免状を与える。但し、産婆のない一地方は、証書がなくとも医務取締の判断で仮免状を与える場合もある。
③急迫の場合を除いては、産科医・内外科医の指示なくして妄に処置することは禁じられる。④産科器械を用いること、方薬を与えることを禁ず。以上の諸点であった。しかし、医制の規定はそのまま実施されず、各地方の取締規則に委ねられていた。そのことは、当令がなによりも三府に出されたことや、その冒頭で「医制先以三府ニ於テ施行可致御許可相成候処、從来之習俗素ヨリ一時難被行事情モ可有之ニ付、著手之儀ハ現今緊要之条件ヲ採摘要シ、其都度可相達候条、順次行届候様厚ク可致注意」と述べるところでも明らかである。⁽¹⁷⁾この後、政府によつて全国統一的な法が制定されるのは明治三二年七月のことであり（後述）、この間の実態は各府県ごとの解説が必要なのである。

滋賀県においては、明治九年六月二二日発布の県令乙第百三号が管見の範囲で最初の産婆に関する法規である。

（史料一）

医師薬舗及売薬人産婆等心得書

一 各医師薬舗及売薬人産婆等ハ自今捺テ医務取締ノ統轄ヲ受クヘキ事⁽¹⁸⁾

（二条省略）

医務取締仮職制章程

職制之事

（二条省略）

事務章程之事

第一条

医務取締ハ医業並ニ産婆薬舗壳薬人等ノ取締ヲ為シ、捺テ衛生ニ関スルノ事項ヲ取扱フモノトス

(一条省略)

第四条

医師並薬舗産婆開業願及壳藥検査願等ハ、別紙第一号ヨリ第四号迄ノ書式ニ拠リ医務取締ヨリ県庁ニ差出スヘシ

(一条省略)

第六条

医師産婆薬舗壳薬人等転住及ヒ寄留スル者アルトキハ、其時々届出ヘシ

第七条

医師符号所持セサル者及薬舗産婆並ニ按摩按腹等営業ノ者、患者ニ方薬ヲ与フル事アラハ直ニ差止め、尚県庁ニ開申スヘシ

(一条省略)

明治九年六月廿一日

(第一号—第三号省略)

第四号

履歴書

滋賀県

何県士族或ハ平民
何郡何区町村番号
姓
何某妻又ハ母
名

年齢

一何年号干支何月ヨリ何国何所何某ニ従ヒ何年何月間産科修業

一何年号干支何月ヨリ何国何所ニテ開業

一開業後屢々國處ヲ転スル者ハ其訳ヲモ記載スヘシ

右之通相違無御座、此段上申仕候也

年号月日

本人 姓 名 印
医務取締 姓 名 印

滋賀県令苗字名殿

これによれば、産婆は医師らとともに医務取締の統轄のもとにあつたことが分かる。この時、医務取締は学区内に正副二名置かれ、正は学区取締の兼任、副は区内の医員中から選任されたものである。規定の内容を見ると、具体的な職務について述べたものではないが、①医務取締の統轄のもとにあり、②開業願は決められた書式で医務取締を通じて県庁に提出することとされ、③転住・寄留の際には届出が必要であった。また、④薬を与えることも禁じられていた。そして、履歴書の書式から判断できることは、「産科修業」の者が従来からの「開業」者が産婆開業の要件であつたと思われる。この限りで、医制の産婆規定にある「婦人・小児ノ解剖・生理及ヒ病理ノ大意ニ通シ」た知識は要求されていないし、「四十歳以上」に限定されていないものと思われる。⁽¹⁹⁾

ついで、明治一五年二月一五日に県令甲第二八号が発布された。これは「産婆営業規則」であり、史料Iが「心得書」であったことと比べて罰則も制定され、具体的な内容をもつていてる。

(史料II)

明治期の産婆規則

医師・薬舗・産婆営業規則

(第一章 医師並種痘医 七条省略)

(第二章 薬舗並薬種商 十五条省略)

第三章 産婆

第廿三条 産婆ノ免許ヲ得ント欲スル者ハ、第八号書式ノ願書並免許産婆ノ助手トナリ平產十人以上難產二人以上ヲ取扱ヒタル履歴書ニ教師ノ証書ヲ添ヘ、所管郡役所ヲ経テ當庁へ願出、試験ヲ請フヘシ

第廿四条 当庁ニ於テハ左ノ試験ヲ遂ケ内務省ニ具申シ、合格ノ者ハ同省ノ免状ヲ付与スヘシ

第一 試験科目

妊娠ノ徵候

順産ノ処置

産前後ノ注意

第二 試験問題ハ一科二題トシ、答記時間ハ一題二時間ヲ超ルヲ許サス、但筆記ヲ能クセサル者ハ口答セシメ、傍ニ於テ筆記セシムヘシ

第三 受験人ハ書籍ヲ携帶シテ試験場ニ入ルヲ許サス、且一問ノ答記ヲ了ラサル間ハ他席ニ出ルヲ許サス

第廿五条 府県立病院医学校等ニ於テ卒業証書ヲ得タル者ハ、該卒業証書ニ謄本及免許産婆ノ助手トナリ平產十人以上難產二人以上ヲ取扱ヒタル履歴書ニ教師ノ証書ヲ添ヘ願出ルトキハ、更ニ試験ヲ要セス内務省ニ具申シ同省ノ免状ヲ付与スヘシ

第廿六条 従来開業ノ者ニテ当県産婆免許鑑札ヲ有スル者ハ、試験ヲ要セス当分営業スルヲ許ス、但從来開業

ノ者ト雖モ本免状ヲ得ント欲スル者ハ、第廿三条ノ手続ニ拠リ願出ヘシ

第廿七条 産婦及生児ニ対シ針灸ハ勿論薬剤ヲ与ヘ若クハ薬方ヲ指示スヘカラス

第廿八条 難産ノ場合ニ於テハ医師ノ差団ヲ受クルニ非レハ妾リニ手ヲ下スヘカラス、但時機切迫医ヲ請フノ

暇ナキ場合ハ格別ナリストス

第廿九条 産婆ハ如何ナル難産ノ場合ト雖モ一切器械ヲ使用スルヲ許サス

第四章 通則

第三十条 他管ニ於テ内務省ノ免状ヲ受ケタル者、当県下ニ転籍若クハ寄留シテ開業セント欲スル者ハ、免状及其謄本ヲ添ヘ所管郡役所ヲ經テ当庁ヘ届出ヘシ、但転籍ニ係ル者ハ免状書換ヲモ請願スヘシ

第三十一条 内務省ノ免状ヲ有スル者、他ヘ（管内外ヲ問ハス）転籍若クハ寄留スルトキハ、其旨所管郡役所ヲ經テ当庁ニ届出ヘシ、但他管ヘ転籍ノ者ニ係ル免状書換ハ、入籍地ノ管庁ニ請願スヘシ

第三十二条 当庁ノ免状若クハ免許鑑札ヲ有スル者、他ヘ転籍若クハ寄留スルトキハ、其管外ニ係ル者ハ免状・免許鑑札ヲ返納シ、管内ニ係ル者ハ書換ヲ請願スヘシ

第三十三条 免状・免許鑑札ハ、本人廕業若クハ死亡スルトキハ之ヲ返納シ、改氏名其他身上ニ移動ヲ生シタルトキハ書換ヲ請願スヘシ

第三十四条 水火盜難過誤等ニテ免状・免許鑑札ヲ毀失シタルトキハ、其事由ヲ具シ再渡ヲ請願スヘシ

第三十五条 免許ヲ得開業スル者ハ、其業名並氏名ヲ記シタル標札ヲ門戸店頭等、人ノ見認メ易キ場所ヘ揭示ス

ヘシ

（一条省略）

第五章 罰則

第三十七条 免許ヲ得スシテ薬舗業種商産婆ノ業ヲ営ミ、又ハ此規則第十六条第二十条第廿一条第廿七条第十八
条第廿九条ニ違背シタル者ハ、二日以上五日以下ノ拘留ニ処シ、又ハ五拾錢以上壹円五拾錢以下ノ科
料ニ処ス

(附録書式第一～七号中略)

第八号

産婆開業願 用紙美濃紙ニテ三通

私儀産婆開業仕度候間、御成規ノ通御試験ノ上御許可被成下度、依テ別紙履歴書並師家証書相添、此段奉願候也

何郡何町何番地住（寄留何府何県何国何区何町何番地住）

華士族平民

氏名印

年月日
滋賀県令苗字名殿
(後略)

この規定によると、産婆は免許を持つ産婆の助手として平産一〇人・難産二人以上を取扱うという経験が必要であ
った。これは医制第五〇条の規定を一部反映している。そして、ここで試験に合格しなければ免許を与えられないこ
とが原則とされるようになった。願書は一定の要件を備えた証明書が添付されていなければならないし、郡役所一県
の経路で伝達され、試験合格者には内務省免状が与えられるとされた。この時点ですでに府県立病院医学校などの
卒業者で、所定の経験を持つ者には無試験で内務省免状が与えられるようになっている。無試験合格者の規定は、当

時の産婆の多くが科学的・医学的知識が乏しかったことを反映していると考えられる。第二四条第一項の但書がわざわざ「筆記ヲ能クセサル者ハ口答セシメ、傍ニ於テ筆記セシムヘシ」と記すのは、識字能力や医学的知識が低くとも分娩に関する経験のみによって産婆になろうとする者がおり、そのことが社会的に容認され必要とされたものである。事実この時期には県内の産婆数は増加する（後掲表1参照）。したがって、一方で内務省免状を持つ産婆が養成され、科学的・医学的知識の修得が要求されつつも、他方では従来からの開業者で単なる届出による県の免許鑑札しか持たない者の無試験「当分営業」が許されるのは当然でもあった。しかし、統計上でも内務省免状には「本免状」という位置付けを与えるが、県免状を「仮免状」と評価し、第二六条で従来開業者に本免状取得のための受験規定を設けることは、明らかに試験を経由するか医学校などの卒業者のように、それなりの高等知識を持つ者に産婆営業をさせようとする方針にあつたと考えてよいだろう。それ故、内務省免状所持者は県外から転籍・寄留しても開業可能なのに対し、県免状・免許鑑札所持者は県・管内でしか効力を持たせないのである。

ともあれ、この時点で産婆免状は一元的なものではなかつたし、免状・免許鑑札は郡・県によつて管理されていた。また、産婆には投薬、処方箋指示、難産の処置、器械の使用が禁止され、違反者には拘留・罰金が科されることになった。これより先、明治一三年には墮胎罪が定められ、「穩婆」もこの規定（三三〇—三三二条）が適用されていた²⁰ので、習俗の世界から国家的医事行政の枠内に取込まれていくことは、もはやどめることができなくなっているのである。

右に見た「医師・薬舗・産婆営業規則」は、明治一八年三月三日付県令甲第三三三号により医師・薬舗が除外され、「産婆営業規則」として独立改正されている。しかし、この改正は全一二条からなるが、史料Ⅱに示した条文の一部字句を修正したに過ぎない。とは言うもののこれまで医師・薬舗と並列されて扱われてきた産婆規則が、この布令を

画期に独立化させられていることは注目される。このことは薬舗にとつても同じことが言えよう。

さて、この改正令を史料Ⅱの条文と対応させると次のようになる。上が「産婆営業規則」の条文、下が「医師・薬舗・産婆営業規則」の条文である。

一一二三、一一一四、三一二六、四一二七、五一二八、六一二九、七一三〇、八一三一、九一三二、一〇一三三、
三四、一一一三七。この中では、字句の修正（適用される条規など）の改正を除けば、第二条第一項で試験科目が
「婦人生殖器ノ構造及生理ノ概略、妊娠ノ徵候監別及摂生法、順産ノ処置及不順産ノ処置、産前後ノ注意及生児ノ取
扱法」と、科目的増加と具体的内容に詳しくなっていることが目立つ。また、あらたに第一二条が定められている。

（史料Ⅲ）

第十二条 本県ノ免許鑑札ヲ有スル産婆ニシテ此規則ニ違背シ、又ハ總テ産婆ノ業務ニ関シ処刑ヲ受ケタル者ハ、
營業ヲ停止又ハ禁止スルコトアルベシ

この条文は、その前条で免許を持たない営業者や第四・五・六条の違反者が「違警罪」として「拘留」「科料」に
処せられるとしたことと相俟つて、以前より規制が強化されたという意味で一つの変化であった。

三 産婆講習会の開設と受講義務化

産婆の知識・技術の向上を目的とする医事・衛生行政の流れは、内務省免状所持者の優遇と県免状所持者の営業制
限という方向性を有していた。しかし、現実的には県免状所持者の存在なくしては、社会的な需要に応じることもでき
なかつたことも事実であろう。そのことは、すでにみた条文で従来からの開業者を容認していることでも明らかであ
る。したがつて、行政側からすれば、知識・技術の乏しい県免状所持者のレベル・アップの方策がとられるのは當

然のことであつた。このような動きは明治一九年一月の産婆講習会準則として反映されている。

(史料IV)

乙第拾三号

郡役所

從來産婆ノ業ヲ當ム者其學術ノ何タルヲ知ラス旧慣ニ拘泥シ、往々產婦生児ノ衛生上傷害ヲ与フルモノ不少哉ニ
相聞候条、別紙準則ニ拠リ産婆講習会ヲ開設セシメ、專ラ其業術ノ改良進歩ヲ相計候様可致、此旨相達候事

明治拾九年三月六日

産婆講習会設置準則

第一条 本会ノ目的ハ産婆術ノ大意ヲ講習シ、其業術ノ改良ヲ計ルモノトス

第二条 本会ハ本県ノ免許鑑札ヲ受ケタル産婆、便宜組合ヲ定メテ開設スルモノトス、其土地ノ状況ニ依リ郡長
ニ於テ組合ヲ指定スルモノ妨ナシ

但、将来産婆ノ免許ヲ得ント欲スル者モ亦此組合ニ加入スルヲ得ヘン

第三条 本会ノ教師ハ内務省ノ産婆免状ヲ得タル者、又ハ医師ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第四条 講習会ノ位置、組合ノ町村名、会員及教師ノ住所氏名ハ郡役所ヲ經テ県庁へ届出ヘシ

第五条 会員ニシテ産婆術ノ大意ヲ解得セシ者ニハ、教師ヨリ習熟書ヲ付与スベシ

但、習熟書ヲ付与シタル人名ハ其都度郡役所ヲ經テ県庁へ届出ヘシ

第六条 本会ノ講習順序方法等ハ教師ニ於テ之ヲ定メ、郡役所ヲ經テ県庁へ届出ヘシ、其変更ニ係ルトキモ亦同シ

第七条 教師ハ開会ノ都度講習ノ概況并ニ出席者ノ氏名ヲ記シ、毎半年分取纏メ郡役所ヲ經テ県庁ニ報告スヘシ

滋賀県令中井弘代理
滋賀県大書記官河田景福

第八条 本会ノ維持方法ハ本会ニ於テ便宜之ヲ定メ、郡役所ヲ經テ県庁ヘ届出ヘシ、其変更ニ係ルトキモ亦同シ
ここでは、産婆開業者に組合を設置させ、内務省免状所持産婆や医師を教師として講習会を開き「業術ノ改良」を
計らうとしている。行政側には依然として從来の産婆は、「其學術ノ何タルヲ知ラス旧慣ニ拘泥シ、往々産婦生児ノ
衛生上傷害ヲ与」えかねない存在の者であった。恐らくは、社会の実態もこの通りであつたろう。第二条で郡長の裁
量を認めているのも、講習会が単なる親睦会ではなく強制的な学習の場として開設されることを示している。また、
第五条で「習熟書」の付与を明記するのも、第七条で講習会の概況や出席者の氏名を報告させるのも、施策の目的が
奈辺にあつたのかを明示している。

県は、次いで明治二〇年八月九日付けで、「本県ノ免許鑑札ヲ得テ産婆ノ業ヲ営ム者、來ル明治二十四年一月一日
以降ハ県下ノ産婆講習会ニ於テ習熟書ヲ得タル者ニ非レハ営業スルヲ得ス」と布令し、講習会参加による「業術」や
「衛生」知識の修得を義務付けていた。他方、同年八月一六日には「出産ノ胞衣ヲ宅地又ハ園圃等ニ埋蔵シ、其汚穢
物ヲ河溝山野等ニ投棄候儀、自今禁止候条、一定ノ場所ニ於テ焼却若クハ埋却スヘシ」と命じ、出産の習俗の規制と
同時に衛生的処理の進展を義務付けていた。⁽²⁾

さて、前述の「準則」は、明治二一年三月六日に新たな「産婆講習会規則」の発令によつて廃止、改正された。

(史料V)

県令第五十二号

明治十九年二月、本県乙第十三号ヲ以テ郡役所ヘ相達候産婆講習会設置準則ヲ廢シ、産婆講習会規則左ノ通相定
候条、本県ノ免許鑑札ヲ以テ産婆ノ業ヲ営ム者ハ、本則ニ拠リ講習会ヲ開設スヘシ
但、從前該会ヲ開設セルモノハ、本則ニ拠リ更ニ届出ヘシ

明治二十一年三月六日

滋賀県知事中井弘代理
滋賀県書記官 園田安賢

産婆講習会規則

第一条 此規則ハ本県免許ヲ受ケタル産婆、組合ヲ定メ、本会ヲ開設シ、以テ産婆術ノ大意ヲ講習シ、其術業ノ改良進歩ヲ計ル為ニ設ルモノトス

但、免許ヲ受ケサル者ト雖モ、将来本県下ニ於テ産婆業ヲ営マント欲スル者ハ、本会ニ加入スルコトヲ得

第二条 組合ノ区画ハ一郡役所所轄部内、若クハ一郡又ハ一郡内ヲ分チ便宜之ヲ定メ、郡長ノ認可ヲ受クヘシ
但、一郡内ヲ分チテ区画ヲ定メタルトキハ、何郡何部ト称スヘン

第三条 本会ニハ会員中ノ投票ヲ以テ会長一名、幹事数名ヲ選定シ、本会ノ事務ヲ取扱ハシムヘシ
但、会長又ハ幹事ノ職務ハ便宜其他ノ開業医師ニ依託スルコトヲ得

第四条 本会ニ於テハ医師又ハ内務省ノ免状ヲ得タル産婆ヲ講師トシ、毎月二回以上開会シ、産婆術ノ講習ヲナスヘン

第五条 本会ノ講習ハ凡ソ二ヶ年ヲ以テ卒業ノ期トシ、其科目ハ左項ニ掲ルヘシ
但、会員中学力アル者ハ、試問ノ上、相当ノ学期ニ編入セシムルコトヲ得

第一期

予備論

第二期

正規妊娠論

第三期

正規分娩論

第四期

妊娠経過異常論

第五期

分娩経過異常論

第六期

産婆職務論

第六条 講習ノ方法ハ科目ノ大意ヲ成ヘク平易ニ講述シ、勉メテ理解シ易カラシムルヲ要スヘシ

第七条 每期ノ終リニ簡易ナル試問ヲナシ、其優劣ヲ次第シ、全科講習卒業ノ上、各科目ニ就キ試問ヲ行ヒ、

習熟証書ヲ付与スヘシ

第八条 習熟証書ハ第一号書式ニ拠リ、之ヲ甲乙丙丁ノ四種ニ區別シ、毎期ノ試問、卒業ノ試問、平生講習ノ

勤怠等ヲ參酌シテ其等差ヲ定ムヘシ

但、甲ハ特別優等ノ者ニ限ルヘシ

第九条 卒業試問ニ及第セサルモノハ、猶本会ニ於テ再ヒ講習ヲナスコトヲ得

第十一条 已ニ習熟証書ヲ得タル者ト雖モ、復習ノ為メ猶本会ニ加入スルコトヲ得

第十二条 組合ノ区域、講習会場ノ位置、開会ノ度数及期日、講習会員ノ住所氏名年齢等ハ県庁ヘ届出ヘシ、異

動ヲ生シタルトキモ亦同シ

第十二条 開会ノ節出席者ノ氏名、卒業ノ上習熟証書ヲ付与シタル者ノ氏名等ハ、其都度県庁ニ開申スヘシ

第一号 習熟証書式 用紙奉書四ツ切
(△ハ朱書)

習熟証書

何郡何町族籍

氏名 何年何月生

産婆術講習卒業ニ付、此習熟証書ヲ付与ス

何郡(何部)産婆講習会

講師 医師(産婆) 氏名 團

年月日

第二号 習熟証書式 用紙奉書四ツ切

習熟証書

何郡何町族籍

氏名 何年何月生

印割

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

産婆術試問ノ上、此習熟証書ヲ付与ス

何郡(何部)産婆講習会
講師

医師(産婆) 氏名 團

年月日

何年何月生

第十三条 全科講習卒業ノ試問ヲ行フトキハ、予メ県庁ニ届出ヘシ

第十四条 本会ニ於テハ会員ニ非サルモ、管内ノ者ニ限り請求ニ依テ全科ノ試問ヲ行ヒ、相当学力アルモノハ其

成績ヲ県庁ニ具シ、許可ヲ得テ第一号書式ノ習熟証書ヲ付与スルコトヲ得

第十五条 本会ヨリ県庁ニ差出ス書面ハ会長ノ名ヲ以テシ、總テ郡役所ヲ經由スヘシ

第十六条 開会ノ節当該吏員ヲシテ臨場セシムルコトアルヘシ

第十七条 本会ノ経費ハ会員ニ於テ支弁スヘシ

この規則では、郡役所の管轄のもとに会長・幹事を置く組合の結成が義務化され、開業産婆はこれに参加して毎月二回以上開催される講習会に出席し、二年間六期にわたって知識・技術の向上を計らねばならなかつた。しかも、たゞ出席していれば良いのではなくて、毎期の終わりに簡易の試問を受け、全科講習卒業の上、各科目ごとの試問を受けて「習熟証書」をもらう必要があつた。「習熟証書」には甲乙丙丁の区別があり、卒業試問の合格は義務付けられていないが、及第しない者には再受講が暗に勧奨されていた。実際の営業という段になつては、この証書の所持の有無はなにがしかの影響があつたと考える方が自然であろう。この意味では、新規開業を望む者や「復習ノ為」の者の加入を認めているのは、産婆の一定程度の淘汰を促したのではないかと考えられる。もつとも、この講習会出席による「習熟証書」の取得を、飛躍的に知識・技術が向上したとして過大評価することはできない。なぜなら、第六条がいみじくも定めているように、講習の各科目は「大意ヲ成ヘク平易ニ講述シ、勉メテ理解シ易カラシムルヲ要ス」程度の産婆を対象とせざるを得なかつたのであり、内務省免状所持産婆とは学力に大きな差があつたと考えられるからである。

さて、「産婆講習会」が続けられる中で、明治二十三年一二月二六日には再度「習熟証書」の不所持者は営業ができ

明治期の産婆規則

ない旨布達され、同二四年一月一〇日までに從来所持の免許鑑札を返納しなければならなくなつた。翌二四年一月三一日には、「自今本県ノ免状ヲ得テ産婆ノ業ヲ営マント欲スル者ハ、其願書ニ履歴書及県下ノ産婆講習会ニ於テ受領シタル習熟証書写ヲ添付シ願出シヘシ」と、産婆開業の条件が強化された。このような一連の産婆開業に関する法規の発令を経いで、明治二四年一一月一一日に「産婆試験規則」・「産婆取締規則」が制定されることになる。

(史料V)

滋賀県令第百五号

産婆試験規則左ノ通り相定ム

明治二十四年十一月十一日

滋賀県知事 大越 亭

産婆試験規則

第一条 産婆開業ヲ為サント欲スル者ハ、本則ニ拠リ試験ヲ受クヘシ

第二条 試験科目左ノ如シ

一 産科上繫要ナル解剖及生理

一 妊娠論

一 順産不順産論

一 産褥及生児処置

一 産婆職務論

第三条 試験ヲ別テ内務省免許、滋賀県免許ノ二種トス

第四条 内務省免許ヲ受ケント欲スル者ハ、第二条ノ科目ニ拠リ試験ヲ為シ、筆記又ハ口答セシメ、其成績ヲ

内務大臣ニ稟議シ、合格者ハ同省ノ免状ヲ下付スヘシ

第五条 滋賀県免許ヲ受ケント欲スル者ハ、第二条ノ科目ニ拠リ簡易ノ試問ヲ為シ、筆記又ハ口答セシメ、合格者ハ本県ノ免状ヲ下付スヘシ

第六条 試験問題ハ一科二題トシ、応答時間ハ筆記ハ一問二時間以内、口答ハ一時間以内トス
第七条 試験ハ毎年三月十日ニ舉行ス⁽²²⁾

但、期日場所等ハ其都度本県内務部ヨリ通達スヘシ

第八条 試験ハ毎期試験委員ヲ擇定シ、試験ニ関スル事務ヲ処理セシム

第九条 受験人病氣其他ノ事故ニ拠リ試験中途ニシテ欠席シタルトキハ、其期ノ試験ヲ終ルコトヲ得ス

第十条 受験人ハ書籍其他参考書等ヲ携帶シテ試験場ニ入ルヲ許サス

第十二条 受験者ハ婦女ニシテ少ナクモ一ヶ年以上修業シ、且ツ産婆若クハ医師ニ従ヒ実地経験ヲ経タル者ニ非

サレハ出願スルヲ得ス

第十二条 試験出願者ハ左ノ書式ニ拠リ願書並履歴書ヲ毎試験期ノ前月十五日迄ニ所管郡役所ヲ經テ県庁ヘ差出

スヘシ

但、保証人ハ師家又ハ他ノ医師産婆二名以上ニ限ル

〔書式〕

産婆開業試験願

私義（内務省滋賀県）御免許相受産婆開業仕度候ニ付（口答）御試験被成下度、別紙履歴書相添此段奉願候也

年号月日

滋賀県知事 氏名 殿

何郡何町大字何何番屋敷住（寄留）
氏名印

履歴書

何郡何村大字何何番屋敷住（寄留）
族籍何某（妻）（母）（女）（姉）（妹）
氏名

何年何月生

一年号何年何月ヨリ何所何某ニ従ヒ何年何月迄何々修業

一年号何年何月ヨリ何所何某ニ従ヒ何年何月迄平產何人難產何人実地経験ス

一年号何年何月ヨリ何年何月迄何々

一賞罰ノ有無

右之通相違無之候也

年号月日

右 氏 名 印

保証人

何郡何村大字何何番屋敷住（寄留）
（医師）（産婆）
氏名印

何郡何村大字何何番屋敷住（寄留）
（医師）（産婆）
氏名印

保証人

（医師）（産婆）
氏名印

滋賀県令第百六号

産婆取締規則左ノ通相定ム

明治二十四年十一月十一日

滋賀県知事 大越 亨

産婆取締規則

第一条 産婆ハ内務省免状又ハ滋賀県免状ヲ所持スル者ニ非サレハ管内に於テ開業スルヲ許サス

第二条 産婆免許ヲ得ント欲スル者ハ、本年県令第百五号産婆試験規則ニ拠リ試験ヲ受クヘシ

但、此規則施行以前ニ於テ免許鑑札ヲ得タル産婆ハ更ニ試験ヲ要セズ開業スルコトヲ得

第三条 産婆ハ左ノ諸件ヲ禁ス

一 産婦産児ニ薬剤ヲ投与シ、又ハ処方ヲ指示スルコト

一 難産ノ場合ニ際シ医師ノ指示ヲ受ケシシテ妾ニ手術ヲ施スコト

一 産科器械ヲ使用スルコト

但、導尿管・浣腸器及臍帶鉄ハ此限ニアラス

第四条 内務省免状ヲ所持スル者他府県ヨリ本県下ニ転籍若クハ寄留シテ開業セントスルトキハ、免状写及履

歴書ヲ添ヘ届出ツヘシ、本県下ヨリ他府県下ニ転籍若クハ寄留セントスルトキハ其旨届出ツヘシ

但、他府県ヨリ本県下ニ転籍スルモノハ当庁ヲ経テ免状書換方内務省ニ願出ツヘシ

第五条 滋賀県免状若クハ免許鑑札ヲ所持スル者、他ニ転籍又ハ寄留スルトキハ免状若クハ免許鑑札書換ヲ願

出ツヘシ

但、他府県下ニ転籍スル者ハ免状若クハ免許鑑札ヲ返納スヘシ

第六条 産婆廃業若クハ死亡シタルトキハ速ニ免状若クハ免許鑑札ヲ返納シ、改氏名又ハ其他ノ事故ニ依リ免状若クハ免許鑑札ヲ毀損失シタルトキハ、其事由ヲ詳記シ書換又ハ新タニ下渡ヲ願出ツヘシ

第七条 産婆ハ墮胎ノ所為アルヲ認知シタルトキハ、最寄警察署分署又ハ巡査駐在所ヘ申告スルコトヲ得

第八条 産婆ハ妊娠四ヶ月以上ノ死産ヲ取扱タルトキハ、左ノ書式ノ死産証ヲ其家人ニ付与スヘシ

		死 产 言	
氏 婦 住 所 名 所			
及 男 妊 娠 月 别 数 (女)	男 何 (女) 月	出 产 年 月 时	何 郡 何 町 (村) 族 籍 何 某 (妻) 大 字 何 番 (女) 屋 敷 住 (寄 留)
		明 治 何 年 何 月 何 日 何 時 何 分	何 年 某 何 年 齡
年 号 月 日		何 郡 何 町 (村) 大 字 何 何 番 屋 敷 住 (寄 留)	产婆 何 某 印

明治期の産婆規則

第九条

第一条及第三条ヲ犯シタルモノハ二日以上五日以下ノ拘留ニ処シ、又ハ五十錢以上一円五十錢以下ノ

第十条 産婆其業ニ関シ犯罪若クハ不正ノ行為アルトキハ、開業ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

但、其事開業免状ヲ得ルノ前ニ在リト雖モ、本条ニ準シ処分スルコトアルヘシ

第十一条 産婆其業ニ関シ県庁ニ差出スヘキ願届書等ハ、總テ所管郡役所ヲ經テ差出スヘシ

「産婆試験規則」によれば、産婆を開業しようと望む者は、毎年二回実施される試験に合格していなければならぬ。試験科目も、講習会への出席義務を課し、「習熟証書」の所持を開業の必須条件に挙げていた後だけに、明治一五・一八年時に比べて内容が高度になっている。しかし、免許制度は依然二種類あり、県免許は「簡易ノ試問」で得ることができるようになっていた。しかも、筆記か口答かを選択できるのであり、識字能力が劣っても記憶・経験に頼る者を残しうる制度であった。学理の高次化は進められてきたが、試験制度としては明治一五年段階と変わりはない。受験資格についても、①婦女であること、②一年以上の修業をしていること、③産婆ないし医師のもとで実地経験があること、と明示されているが、学校での学歴は要件に含まれていない。このことは、第一二条但書で保証人に「師家」が認められていることでも推測できるように、依然師弟関係で「修業」がなされて産婆の再生産が行われる状況が一般的であったことを反映しているのではないだろうか。「師家」の保証は明治一五年の「産婆開業願」に履歴書とともに添付すべき書類であったことを考慮すると、右のように判断しても良いだろう。この時期の産婆養成と産婆観についてはすでに少し述べておいたが、産婆養成学校の整備は不十分な状況にあり、個人的関係のなかで修業されることは当然でもあった。また、④平産・難産を何人実地経験したかということは条文から削除され、履歴書に記載されるだけで受験の前提条件ではなくなったことが注目される。

「産婆取締規則」も明治一五年二月の第四章通則を厳密にしたものだが、名称が示すように取締まりを受ける職業

としてさらに制度化されている。とくに第七・八条は墮胎の認知による申告の勧奨や「死産証」の発行の義務が課されている。これらは、第九・一〇条と併せて刑法、戸籍法の法制度の規制のもとで産婆業が営まれることを明示したものである。しかしながら、ここで制定されることは一読して明らかのように、既に明治一五年二月に制定された規則を原則的に踏襲しているに過ぎない。第二条但書の規定は、この規則施行以前に免許鑑札を修得している産婆の既得権を認めており、「産婆試験規則」の第五条と相俟つて、内務省免状所持産婆のみの開業へ一元化することは考えられていないことが分かる。

しかし、先に触れたように、試験や習熟証書の義務化は確実に近代的な衛生観や医学知識を有する産婆を増加させたであろうし、行政側の関心もそのような産婆の開業を意図していたことは疑いない。この年、右の規則を補足するかのように、一月二八日に告示（第百五号）がされた。そこでは次のようにされている。

（史料Ⅳ）

帝国大学医科大学第一医院産科学教室内産婆養成所ニ於テ其学術ヲ卒業シタル者ハ、別ニ試験ヲ要セス内務省ヨリ營業免狀下付可相成筈ニ付、右卒業者ニシテ免狀下付出願ノ節ハ、其願書ニ卒業証書ノ写ヲ添ヘ県庁ヘ差出スベシ。

この告示を史料Ⅱの第二十五条と比較すれば一目瞭然ではあるが、もはや産婆の助手としての経験は求められてはない。帝国大学医科大学産婆養成所は、浜田玄達教授唱導のもとに明治二三年一月八日に第一回入学試験が施行され（八二名応募、四〇名合格）、同三年九月に第九回卒業生⁽²³⁾五一名を送り出して廃止されたものであるが、この間二四二名の産婆が養成されている。右の告示史料は、この養成所卒業生は学理・経験ともに兼修した者として位置付けられていることが明白であろう。産婆は産婆としての学理・技術を有するべきとする中央医事行政の一環として養

表1 滋賀県内免状所持産婆・内外科医数：人

年号	総数	内務省	滋賀県	医者
明治12	608		608	591
13	610		610	590
14	709		709	585
15	718		718	569
16	742		742	552
17	792	1	791	542
18	813	6	807	536
19	813	6	807	545
20	832	7	825	506
21	809	9	800	514
22	800	10	790	509
☆ 23	761	26	735	514
24	631	54	577	508
25	637	59	578	501
26	643	58	585	512
27	633	60	573	513
28	648	69	579	516
29	644	72	572	529
30	646	74	575	452
31	640	73	567	462
32	653	93	560	493
☆ 33	521	112	409	434
34	516	115	401	432
35	516	135	381	441
36	522	155	367	445
37	531	172	359	425
38	525	(81)		412
39	524	(91)		444
40	523	(104)		429
41	515	(109)		426
42	513	(123)		426
43	510	(133)		437
44	510	(153)		439

☆ 明治23年以降は「本免状」と「仮免状」の統計。

★ 明治33年以後は「試験」と「履歴」の統計。

() 内は「試験合格」者。

・の年にはそれぞれ、26, 46, 68人の「試験合格」者を含む。

出典：「滋賀県統計書」，「滋賀県統計全書」

成所は開設されたが、第一回卒業生が世に出るにあたってその地位は地方医事行政にも大きな影響を与えるものであったことが分かる。

以上のように、医学知識・技術を修得した産婆の養成と彼女らによる開業は、旧来の県免状所持者の淘汰（この中には高齢とともにならぬ廢業や死亡による廢業もふくめて考えておく必要がある）を促すことになったと考えられる。ることは、しかし、逆に県内の産婆数の減少、とりわけ県免状所持者の減少をもたらすことにもなっている。表1には滋賀県内の免状所持産婆数と参考までに医者数を示した。医者は統計書では内科・外科医であり、産科は特に統計処理されておらず詳細は不明。表を一見すれば明治二四年と三三年に産婆数の大きな画期があることが明白であろう。この変化がここまで記してきた産婆試験と密接な関連があることは明らかである。この産婆数の推移に応じて、年間

の出産数を産婆数で除すると、明治二四年までは二三・三～二九・九%、二五～三一年は三〇%台、三三年以降五〇%近い数値となる。つまり、これは産婆一人あたり介助する出産数であり、次第に産婆の負担が増していることを示している。もちろんこの数値は全出産に産婆が立会うと仮定しており事実とは異なるが、傾向を示すとは言えよう。

四 勅令・内務省令と産婆登録制

前に掲げた表で明治三三年に画期があることを示した。この数字の変動は、明治三二一年七月一八日に勅令「産婆規則」、同九月六日に内務省令「産婆試験規則」と「産婆名簿登録規則」が発布されたことによる。この法令は、ここまで見てきた滋賀県のような動向が他府県でも同じように展開したことを見て発布されたものと考えられるが、詳細はともあれここに初めて全国的な統一規制が実施されることとなつた。この勅省令については、すでに闇説されていることもあり史料は掲示しないが、「産婆規則」によれば、①産婆試験に合格した満二〇歳以上の女子で、地方長官の管理する産婆名簿に登録された者でなければ営業できない、②産婆は妊婦・産婦・褥婦、または胎児・生児に異常を認めた時は、医師の診療を請わねばならない（臨時救急の手当てを除く）、③外科手術を行い、産科器械を用い、薬品を投与してはいけない（消毒、臍帶切除、浣腸施術を除く）、④産婆名簿に登載されていない者に妊婦・産婦・褥婦・胎児・生児の取扱いをさせてはいけない、⑤従来内務省または地方庁の免状・鑑札を得て産婆を開業している者は、所定の手続きにより業務を行うことができる、⑥産婆の乏しい地域を限り、地方長官の履歴審査により産婆免許（業務の地域、五年以内の制限がある）を受けることができる、等と定められていた。この規則の第三条では、一年以上の「産婆ノ学習ヲ修業シタル者」を受験条件にしているが、意図するところは学校や養成所の卒業者かそれと同等以上の知識・経験を持つものであったと考えられる。このことは「産婆試験規則」の第五条をみれば歴然として

いる。また、試験は「学説」と「実地」の二種類あり、まず学説試験に合格していなければ実地試験の受験はできなかつた。つまり、一定の医学的・科学的知識を修得していることがまず前提とされたのである。明治七年の医制では四〇歳以上の者に免状を与えることになつていたが、「産婆規則」では二〇歳以上の女子へと資格年齢が下げられていることを考えても、単なる技術・経験の修得だけでは出産介助者として認定されない、というのが国の方針である。そして、産婆は各地方府に一定の書式で必要事項を記した名簿に登録され管理をうける体制となつた。これらの規則で定められたことの多くは、すでに滋賀県では実施されていたものではあるが、中央行政の以上のような制定をうけて同年一〇月一日に県令五三号「産婆規則施行細則」と告示一四七号「産婆試験手続」が出された。

(史料Ⅸ)

産婆規則施行細則

第一条 産婆試験ハ毎年春秋二期ニ於テ挙行シ、其期日場所ハ三十日前之ヲ告示ス

第二条 産婆試験ヲ受ケントスル者ハ、産婆試験規則第五条ニ依ル書類ニ履歴書ヲ添付シ、試験期日十日前県
庁ニ願出⁽²⁴⁾シ

第三条 産婆試験ニ関スル手続ハ別ニ之ヲ告示ス

第四条 産婆名簿ノ登録及ビ登録ノ取消願書ハ、所轄郡役所ヲ經由シ県庁ニ差出スヘシ

第五条 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケタルトキハ、別記様式ノ標札ヲ営業所ノ門戸ニ掲出スヘシ

登録番号

産婆

住 所

氏 名

木製
縦一尺五寸
横五寸

第六条 産婆ハ妊娠四ヶ月以上ノ死産ヲ取扱ヒタルトキハ、左ノ事項ヲ明記シタル死産証書ヲ其産家ニ付与ス

ヘシ

一 産婦ノ本籍、現住地、身分、職業、氏名、年齢、若シ家族ナルトキハ戸主ノ身分、氏名及其統柄

二 出産ノ年月日時

三 妊娠月数及男女ノ別

第七条 産婆ハ自ラ取扱ヒヲ為サ、ル死産児、墮胎児ニ死産証書ヲ付与スルコトヲ得ス

第八条 産婆ハ正当ノ理由ナクシテ産家ノ招キヲ拒ムルコトヲ得ス

第九条 産婆ハ妊娠、産婦、婦婦又ハ産児ノ取扱ヲ為スニ当リ、墮胎シタルノ疑アルトキハ直ニ警察官吏ニ申

告スヘシ

第十条 産婆営業者ハ一都市若クハ一都市ヲ數部ニ分チ、便宜組合ヲ設ケ規約ヲ定ムルコトヲ得、産婆組合ニ

関スル事項ハ總テ県庁ニ届出ヘシ

第十二条 第五条第六条第七条第八条ニ違背シタルトキハ、五日以下ノ拘留又ハ壹円五拾錢以下ノ科料ニ処ス

附 則

第十三条 産婆規則第十八条ニ依リ登録ヲ願出ル者ハ、免状又ハ免許鑑札ヲ添付スヘシ

ノ業ヲ許可スルコトアルヘシ

(史料X)

産婆試験手続

第一条 産婆試験出願者ハ試験挙行ノ期日ニ受験地ニ到着シ、宿所氏名ヲ試験掛員ニ届出ヘシ

第二条 試験ハ午前九時ニ始メ午後三時ニ終ル、臨時変更スルトキハ試験掛員ヨリ告知ス

第三条 受験人ハ試験定刻三十分前ニ出頭シ、試験掛員ノ指揮ヲ受クヘシ

第四条 受験人ハ筆墨ヲ持参スヘシ

但、試験用紙ハ之ヲ交付ス

第五条 受験人ハ書籍其他ノ書類ヲ携帯シテ試験場ニ入ルヲ許サス

第六条 受験人ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 試験場内ニ於テ受験人互ニ談話スルコトヲ許サス

第八条 受験人ハ試験掛員ノ許可ナクシテ場席ヲ離ル、コトヲ得ス

第九条 問題ノ疑義ハ試験掛員ニ就キ質問スルコトヲ得

第十条 答記時間ハ一問二時間以内トス、其筆記ヲ為シ得サル者ハ口答セシムルコトアルヘシ、此場合ニ於テ
ハ一問一時間以内トス

第十二条 受験人此手続ニ違背シタルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

(願書、履歴書様式省略)

右の規定によれば、試験は毎年春秋の二回実施されることとなり、これに関することも告示されることとされた。施行細則は県内の法律運用であるため、見られる条文は既にこれまでに布達されているものが多い。ところが、同日の「産婆試験手続」第一〇条では、「筆記ヲ為シ得サル者ハ口答セシムルコトアルヘシ」とし、内務省令にはすでに見られない規定が存在していた。この規定は、確かに史料Ⅱの第一四条第一項但書や史料Ⅵの第四・五条を存続させたもの

表2 産婆試験受験・合格者数：人

年号	志願者	合格	学説合格
明治35	27	17	7
36	90	44	16
37	65	42	10
38	16	3	3
39	11	4	1
40	5	4	0
41	16	9	2
42	37	15	1
43	36	11	0
44	43	15	6

出典：『滋賀県統計全書』

で、滋賀県の独自性を示すものであった。しかし、このような例外規定は、近代的な産婆の育成を計る動きに逆行するものでもあった。そのためか、明治三十二年一〇月二六日に県は第百六十号告示をもってこの条文を改正し、「一時間以内トス」の下「其」以下三九字を削除したのである。

ところで、この試験がかなりの難度であったことは、表2の試験受験・合格者数をみても推測できる。制度が軌道にのるにつれて合格率は低下していることが分かる。これは、試験問題の難度がましたことの反映とも考えられる。参考までに勅令以前と以後の試験問題を示しておく。

(史料 XI²⁵)

産婆試験問題

内務省免許志願者ノ分

筆答問題

一 産科上緊要ナル解剖及生理

- (1) 解剖、骨盤ヲ構成スル骨ノ名称及女子骨盤ト男子骨盤ト異ナル点ヲ記セ

- (2) 生理、成熟セル卵ハ月経時ニ及シテ何ヨリ脱離シ、何レヲ通過シ何ニ達シ、何レヲ通リテ何レニ至ルヤ

二 妊婦論

- (1) 妊娠第五ヶ月ノ徵候

- (2) 妊娠ノ確徵

一順産及不順産論

(1) 分娩期ノ区別、其名称及斜位ノ原因

(2) 如何ナル場合ニ出産シタルモノヲ早産ト云フヤ、及早産生児ノ徵候

四産蓐及生児ノ処置

(1) 悪露ノ性状ヲ明記セヨ

(2) 仮死生児ニ於ケル処置

五産婆職務論

(1) 分娩時ニ於ケル産婆ノ義務

(2) 難産時ニ於ケル産婆ノ任務及ヒ医師ヲ招クニ就テノ注意

口答問題

一産科上繫要ナル解剖及生理

(1) 解剖、卵巢ノ位置形状及卵巢ト子宮ヲ連繫スル韌帶ノ名称

(2) 生理、初乳ノ効用

二妊娠論

(1) 妊娠第五ヶ月ヨリ出産期ニ至ルマテノ各ヶ月ノ胎児ノ長サ

(2) 成熟胎児ノ徵候

三順産及不順産論

(1) 陣痛ノ種類及斜位ニ由テ起ル所ノ不幸ナル統発症

明治期の産婆規則

(2) 流産トハ妊娠ノ何週以内ニ起ル所ノ分娩ニシテ其主徵候

四産婆及生児ノ処置

(1) 育婦ニ就テノ注意

(2) 正規分娩ニ於ケル生児ノ処置

五産婆職務論

(1) 分娩時ニ於ケル産婆ノ任務

(2) 産婆ノ平素心得ベキ要件

本県免許志願者ノ分

一産科上繫要ナル解剖及生理

(1) 解剖、子宮ノ位置形状及ヒ子宮ノ近傍ニアル臟器ノ名称

(2) 生理、月経ハ何日毎ニ反覆シ大約何歳位マテ連續スルヤ、且ツ月經時ニ於ケル注意

二妊娠論

(1) 妊娠ノ経過ハ殆ント何日ニシテ即チ何週日ニ当ルヤ

(2) 出産期日ヲ定ムル法

三順産及不順産論

(1) 分娩期ノ名称及ヒ陣痛ノ種類

(2) 早産ト流産ノ區別

四産婆及生児ノ処置

(1) 尊婦ニ就テノ注意

(2) 正規分娩ニ於ケル生児ノ処置

五產婆職務論

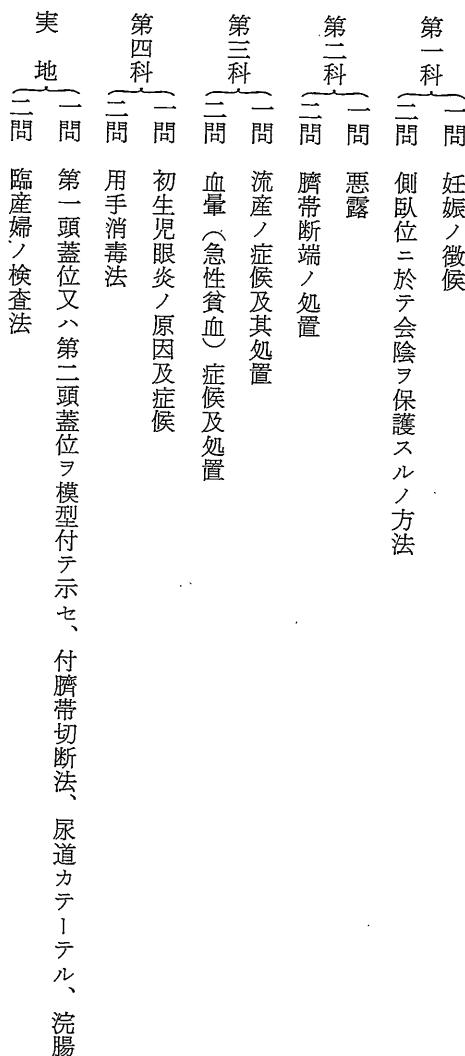
(1) 分娩時ニ於ケル產婆ノ任務

(2) 產婆ノ平素心得ベキ要件

(史料XII²⁶)

○產婆試験問題

学 説



さて、明治三二年の勅令により、産婆の新規営業は産婆試験の合格をその要件としたが、産婆免許の認定という点ではついに地方府免状のみによる従来営業者の否定は行わなかつた。しかし、この後明治四三年五月四日に「産婆規則」第一条を改正し、「内務大臣ノ指定シタル学校又ハ講習所ヲ卒業シタル者」は、無試験で産婆名簿に登録できることになつた（勅令二一八号）。このことは、自ずと内務省が考える程度の知識・技術を修得した産婆が大勢を占めていくことになつたものと思われる。そして、この改正にともなつて、産婆学校・講習所の指定に關し、明治四五年六月一八日に「私立産婆学校・産婆講習所指定規則」が制定されることになる。この規則は、学校・講習所指定要件として、①生徒の定員に対し相当な教授用の建物、器具、器械、および妊婦を入院させる産室の設備があること、②入学資格は、高等小学校卒業または高等女学校二年以上の課程を修業したか、これと同等以上の学力を持つ者、③修業年限は学説・実習を通じて二年以上であること、④主要な学科は一年以上主に産科診療に從事した医師が担当すること、⑤生徒一人につき在学中五回以上臨産実験を行わせることができ、うち三回以上は入院妊婦であること、⑥以上の事項に適合し、一年以上経過したものであること、とされてゐる⁽²⁷⁾（内務省令九号）。

滋賀県内では、しかし、右の要件を満たす学校は設立されることもなく近年に至つた。それ故、免状等の取得は県外の学校・養成所でなさざるを得なかつたのである。

結びにかえて

以上で明治期の滋賀県産婆規則の制度的推移の検討を終える。ここで明らかにしたことは、①免状は二種類であること、しかし、②近代的な衛生医学・技術を従来からの開業者に講習し、受講を義務化していく。そして、③新規開業者には試験制度が導入され、それはやがて④産婆学校・養成所卒業者の無試験開業を認める制度へと展開する。こ

表3 産婆組合の設置

組合名	設立年月	会長	組合員数
栗太郡産婆組合	明治四三年一二月	山田はる	四二人
野洲郡産婆組合	四四年八月	清水金治	三三人
甲賀郡産婆組合	四五五年七月	藤田きの	四七
神崎郡産婆組合	三六年三月	村地研三	二七八
愛知郡産婆組合	二四年八月	上田安常	二七
犬上郡産婆組合	二四年一月	堤泰吉	三三
坂田郡産婆講習会	三五年一月	橋本精二郎	四三
東浅井産婆組合	三二年一〇月	福田とも	一四
高島郡産婆組合	大正二年六月	小林基太郎	三一
蒲生郡東部産婆組合	明治四四年一〇月	小倉やす	五六
蒲生郡西部産婆組合	二六年一〇月		

出典：緒方正清『日本産科学史』1732頁。

の間、⑤産婆の関わる行為について刑法・戸籍法などの法の網がかぶせられ、⑥開業者は名簿への登録が義務付けられ、官庁の統轄を受ける職業となつていった。⑦その結果、県内の産婆は明治二四年、同三三年と数字上の画期が生じ、全体としては減少している。しかし、⑧これらの動きが、近代的な衛生観の形成や「強兵」の論理を背景とするものであったことは想定できるが、ここでは不十分な指摘しかできなかつた。

以上である。以下、今後の課題を述べて結びにかえたい。

本稿は明治期の滋賀県内の法規定を発掘・紹介することに重点があつた。それ故、大正期以降の法条文や制度的推移については捨象しているものであり、この点継続した追求が必要である。また、府県内の制度はとりわけ明治七年医制以降三年勅令・内務省令発布の期間にその展開を見る事ができるが、どこが滋賀県独自の制度であったかについては、他府県の事例の解説によつて比較される必要があろう。この意味で本稿は、一事例報告にとどまるものである。また、地域社会を念頭におきながら実際は県レベルの問題に終始した。しかし、例えば産婆は組合結成が義務化していくのであり、事実表3のような産婆組合が存在していた。当然のことながらこれらの組合は規約を制定し、それぞれの地域で活動をしていた。この側面については、現在史料の発掘が乏しく全く触れ得なかつた。この点の解明が最大の課題と言わなければならぬ。

課題は右につきるものではなく、掲示した史料に明らかな如く、産婆が行政的には医務取締・衛生委員・郡長・警察などの直接的な管理のもとにあり、郡役所・県庁に書類上申・下達の経路を持つことを考慮するならば、産婆が地域社会で果した機能は人間的な相互関係だけではなく、行政史的にも新たな側面を解明する素材となるものであろう。今後はこのような観点からも史料の発掘分析が必要であろう。²⁸⁾

注

- (1) 大林道子『助産婦の戦後』二頁、(勁草書房、一九八九年)。
- (2) 緒方正清『日本産科学史』一三二・九頁、(丸善、一九一九年)。
- (3) これらは数多くあり列挙するのは難しいが、本稿で特に参考としたものは、橋本鉄男『日本の民俗 滋賀』(第一法規、一九七二年)、文化庁編集『日本民俗地図V 出産・育児』(国土地理協会、一九七七年)である。
- (4) 『日本助産婦史』(大阪府助産婦会、一九五一年)、『医制八十年史』(印刷局朝陽会、一九五五年)、『滋賀県医師会七十周年史』(滋賀県医師会、一九五八年)、『京都の医学史』(思文閣出版、一九八〇年)、三木通三編著『滋賀県医師会沿革史』(京都産婦人科医会、一九八三年)など参照。
- (5) 青木秀虎『大阪市産婆団体史』(大阪市産婆会、一九三五年)。
- (6) 村上信彦『明治女性史』中巻後篇(理論社、一九七一年)。
- (7) 藤田真一『お産革命』一二頁(朝日新聞社、一九七九年)。なお同書は朝日文庫の一冊として一九八八年に増補改訂版が出されてい。
- (8) 島一春『産婆産小屋の女たち』(健友館、一九八一年)。
- (9) 前掲『滋賀県医師会七十年史』。但し、明治末年から大正期にかけて多くの郡志(史)が編纂されたが、「衛生」などの章節で病院、産婆の記述がみられる(『近江日野町志』巻中、『近江伊香郡志』下巻、『甲賀郡志』上巻など参照)。
- (10) 記念誌編集委員会編『六十周年記念誌』、一九八八年。
- (11) 緒方正清『前掲書』四八二頁。以下、本章の叙述は多く同書によっている。また、引用史料も特に断らない限り同書が載せるものの再引用である。

(12) 三木通三編著『前掲書』。

(13) 『近江日野町志』卷中、三三八頁。

(14) 『日本助産婦史』三五頁。

(15) 青木秀虎『前掲書』二八頁。

(16) 村上信彦氏は前掲書の中で、明治二十五年の新潟県の一産婆笛川みすの著書『産婆十三戒』を引用されている（五六頁）が、それによると笛川は次のように述べている。

「凡ソ産婆ノ業タル小ニシテハ一身一家ノ盛衰、大ニシテハ富國強兵ノ一原素タル産児ノ生命ヲ司ル至重ノ職業ナリ」このように産婆自身が自らの職業の意義づけを行つてゐる事例は他に知らないが、一般的に産婆自身がどのように自覚していたのかを検討する上でも今後各地で産婆の著書を発掘しなければならないであろう。

(17) 医制は翌八年五月一四日に改正され、第二九～三二条が該当条文となる。しかし、規制内容に変更はない。前掲『医制八年史』には資料編が付されており、初学者には有用である。

(18) 医務取締の役割（職務）は、後に衛生委員が引き継ぐことになるが、町村衛生委員規則は明治一三年八月五日（甲第百老号）で制定され、同一年六月二二日（甲第八三号）でこれが廃止改定されていく。

(19) 医制規定が三府以外にどれ程実効性をもつたのか不明であるが、村上氏のように全国規模と考えて立論するのは急ではないかと思われる（村上信彦『前掲書』五七頁）。

(20) 太政官布告三六。もともと、これ以前に明治六年六月の「改定律例」卷二、人命律謀殺条例第一六四条には、次の如く定められていた。

凡嬰児ヲ殺ス者ハ各等親ニ照シ謀故殺本条ニ依テ科断ス、若シ穩婆囑託ヲ受テ殺ス者ハ囑託スル者ト同罪

(21) 全国的にみても、この胞衣の処理をめぐっては、この時期以降それまでの床下に埋めたり、河溝山野に投棄する行為が減少し、焼却・埋却されるようになるようである（前掲『日本民俗地図V 出産・育児』解説、参照）。

(22) 本条は明治二九年七月二九日県令第三六号により、試験は四月・一〇月、通達部局は警察部取扱いと改正される。

(23) 『東京帝国大学学術大観 医学部他』一八五～八六頁、一九四二年。

(24) 明治四〇年六月一五日（県令第二五号）に、第一・四条が改正される。第二条では出願の際に「履歴書」と「戸籍抄本」が必要とされた。また、第四条では、「所轄郡役所」が「住所地ノ市町村長」と改められ、名簿登録願書には「産婆試験合

格証書ノ外、其写書及戸籍抄本」を添付することとされた。

(25) 『滋賀県公報』第八六五号、明治二九年四月一八日。

(26) 『同右』第一五号、明治三三年五月二三日。

(27) 大正三年一二月現在で指定を受けた国公私立の産婆学校は九校となつてゐる（緒方正清『前掲書』一七二一頁）。但し、

緒方氏は本文で「合計十個所」とするが、掲示されているのは九校である。この内、滋賀県に近い所では、私立京都産婆学校（大正二年九月一二日指定）、京都府医学専門学校附属産婆教習所（大正二年九月一二日指定）、私立緒方助産婦教育所（大正二年九月一二日指定）がある。

(28) 本稿では産婆に限つて右の如く指摘したが、統計資料や営業規則を検討すると、地域医療を担つた人（職業）としては他に「按摩・針灸等」を挙げることができる。いずれも医師・産婆等と同じ管轄に属する職業であり、今後は検討される対象であろう。

付記 本稿作成にあたつては、大阪府助産婦会、滋賀県県民情報室の関係各位、大阪北野病院伊藤憲美氏のご高配を得た。記して謝意を表したい。